

イランを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について

輸入注意事項19第28号 (19.5.18)

平成19年5月18日付け経済産業省告示第146号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表の二の表の第1のイランの項に掲げる貨物(平成19年2月16日付け経済産業省告示第30号に基づき規制されている貨物を除く。)については、平成19年5月19日以降二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、当該貨物については、平成19年5月18日以前に船積みされた場合を除き、国連安保理決議第1747号に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。